

○本木忠一委員長 決算特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を継続します。

みやぎ県民の声の質疑を行います。

質疑時間は答弁を含めて四十分です。坂下賢委員。

○坂下賢委員 令和三年度決算は、歳入一兆七千五百四十九億六千二百万円、歳出が一兆六千八百九十五億五千九百万円となり、繰越金を控除した実質収支は三百二十二億三千万円の黒字となりました。その内訳として一般会計二百六十八億九千七百万円、特別会計五十三億三千三百万円であり、対前年で五十四億八千八百万円の減となりましたが、いずれも黒字となっております。令和三年度は東日本大震災発災から十年を経過しポスト復興を掲げ、新・宮城の将来ビジョンスタート年として、石巻市南浜津波復興祈念公園の開園や全国豊かな海づくり大会の我が県開催など復興した姿を全国にアピールすることができた一年であり、本年二月には本県誕生百五十周年を迎える節目の年でもありました。その一方で、新型コロナウイルス感染症の脅威により、県民の健康が損なわれ、様々な分野において地域社会や経済が停滞し疲弊する医療関係者はじめ、県及び市町村の関係職員もその対応に明け暮れ、またロシアのウクライナ侵攻が勃発し、日本全体、そして私たちが暮らす宮城県にも少なからず暗い影を落とし、更には昨年度の福島県沖を震源とする最大震度六強を記録する地震により大きな被害が発生するなど、様々な出来事が私たちの身の回りに起こった激動の一年でもあったと思います。知事は、令和三年度を振り返って、まずどのような所感をお持ちなのか、併せて、二年連続で歳入・歳出とも増となった決算についても、所感をお聞かせください。

○村井嘉浩知事 令和三年度は、新たな県政運営の指針である新・宮城の将来ビジョンの初年度として、ビジョンに掲げる宮城の将来像の実現に向けた施策を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応として、前年度に引き続き感染の拡大防止と県内経済の再生に向けて全力で取り組んだ一年でございました。具体的には、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応として、病床の確保やワクチンの接種体制の構築などの感染防止対策と宿泊割キャンペーンなど、県内経済の立て直しに向けた仕組みづくりに取り組みました。あわせて、復興の完遂や富県宮城の更なる発展に向けた施策を推進するとともに、子育て支援や教育・福祉の充実、各分野における人材確保

対策やデジタル改革の推進などの県政課題を解決するための施策を実施いたしました。

また、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会が県内でも行われたことや、天皇后両陛下にオンラインで御臨席を賜った第四十回全国豊かな海づくり大会を開催するなど、我が県の復興した姿を内外に向けて発信することができました。これらの施策を実施した結果の令和三年度決算は、震災からの復旧・復興事業の進捗により震災分は減少したものの、新型コロナウイルス感染症対応経費の増加により、歳入、歳出がともに二年連続で前年度から拡大しております。依然として震災前と比べて大きな決算規模となっております。今後とも、経済・社会情勢の変化に対応し、健全な財政運営ができるように努めてまいりたいと考えております。非常に増えたのはコロナ対策予算だったということでございます。

○坂下賢委員 この一年はコロナにより先行きの見えない一年だったと思いますが、歳入合計のうち県税収入が二三・二%を占めており、前年から百六十九億円増の三千九十七億八千六百万円と五・八%の伸びとなっております。その一方で、地方交付税は復興事業の進捗により、前年から二百二十五億四千五百万円の減となり、一千七百四十億五百万円となり、国庫支出金はコロナ関連などで二百二億一千四百万円の増で二千八百六十五億五千六百万円となっているものの、コロナが落ち着き通常ベースに戻っていけば、今後予算を組んでいくに当たって、財政調整基金の取崩しや県債に頼らざるを得ない苦しい状況が続いていくと思われませんが、財源不足をどう対処し、県民の幸せと安心・安全を守っていくため、財政運営をどう図っていくのか、所感をお伺いいたします。

○志賀真幸総務部長 今後の財政運営についてのお尋ねでございます。現在直面しております感染症の動向、ウクライナ情勢の今後の展開、資源価格や物価の高騰などへの対応に加えまして、人口減少や少子高齢化の進展に伴う財政収支への影響、更には公共施設等の老朽化対策、頻発化・激甚化する自然災害への対応など、課題が山積していることを踏まえますと、今後も厳しい財政状況が続いていくものと認識してございます。こうした行政課題に迅速かつ適切に対応するための財源確保といたしまして、歳出面では政策効果の高い事業への重点化や行政運営のデジタル化、予算の執行段階における節減などに取り組みますとともに、歳入面では国庫補助金や交付税措置率の高い県債の積極的な活用などによりまして、可能な限りの歳入確保に努めているところでございます。

今後とも、みやぎ財政運営戦略第三期に掲げます歳入歳出両面にわたる取組の着実な実施や県債残高の適正な管理はもとより、例えば企業版ふるさと納税の活用といたしました更なる財源確保対策などの取組も進めまして、健全で持続可能な財政運営と政策推進の両立に取り組んでいく必要があると考えております。

○坂下賢委員 県債残高については、対前年二百十四億六千四百万円増の一兆七千九億三百万円となり、増加の一途をたどっております。これは、臨時財政対策債百六十八億八千三百万円、及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債百十四億三千八百万円の増などが主な要因となっております。災害が多発する中、今後ますます防災や減災といったところにも重点が置かれていくものと思いますが、監査委員からも県の財政状況は、地方一般財源の伸びが期待しにくい中、震災復興については中長期的に対応が必要な様々な課題が残されているほか、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策経費など、支出の避けられない経費が年々増加することに伴い、厳しい財政状況に直面する可能性が懸念されるとの意見も出されております。県として、今後どう県民への説明責任を果たしていくのか。お隣、仙台市では今後の財政見通しを試算した結果、市役所本庁舎の建て替えなど大型事業を複数抱える中、今後十年で三千六百二十八億円の財源不足となるとしておりますが、県としてみやぎ環境税やみやぎ発展税など、超過課税として県民に負担をお願いしている部分も含め、財政状況をどう県民に対して分かりやすく説明していけるのか、お答えください。

○志賀真幸総務部長 我が県の予算や決算につきましては、財政状況の公表に関する条例に基づきまして、宮城県公報で年に二回公表しておりますほか、中期的な財政見通しを含めて、県政だよりやホームページ等を活用して、県民に対する周知に取り組んでまいりました。特に、多くの県民の目に留まる県政だよりにつきましては、グラフや図を多用するとともに平易な表現を用いるなど、財政運営の現状や今後の見通しについて年代を問わず広く県民理解が進むよう工夫してきたところでございます。また、平成十八年度決算からは、全国の統一的な基準に基づいて地方公会計を公表しております、従来の予算・決算資料では把握できない資産や負債などのストック情報ですとか減価償却費等のコスト情報も明らかにすることなどによりまして、県民へ説明するツールとして活用しているところでございます。今後とも、国や他の自治体の公表方法なども参考

にしながら、我が県の財政状況ですとか環境税、発展税を財源とする施策など主要な施策につきまして、なお一層の御理解をいただけますよう分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 次に、収入未済額について伺っています。

まず、県税分としては二十六億六千六百十五万円余で前年度と比較して十二億二千五百万円ほどの減となっております、この主な要因は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例分の徴収猶予額の納付が進んだほか、市町村との連携によるものと説明がされております。一方で、県税以外の分として二十一億六千七百四十八万円余の収入未済があり、対前年を五億三千万円ほど上回っております。県営住宅使用料の収入未済は減少したようですが、竹の内産廃処分場の行政代執行分の特別納付金や児童扶養手当給付費返還金について増加となり、その他の収入未済も増加しております。今後の収入未済額の縮減と収納促進をどう市町村と連携し、適切な債権管理をどう図っていくのか、お聞かせください。

○志賀真幸総務部長 収入未済額の縮減に向けましては、宮城県収入未済額縮減推進会議を設置しております、収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針及び県税滞納額縮減対策三か年計画に基づきまして、組織的かつ計画的な進捗管理に取り組んでいるところでございます。今後も、債務者の納付の意思や能力を丁寧個別に確認をいたしまして、債権ごとの状況に応じて、例えば分割納付、あるいは連帯保証人への働きかけ、更には債権回収会社への徴収の委託など、適切な手続を取ることを基本にしてまいりたいと考えております。また、県税の収入未済額の大半を占めております個人県民税につきましては、県税職員が市町村職員の身分を併せ持つ職員併任による滞納整理を行っております。そのほか、県と市町村による共同催告、共同徴収など、市町村の実情に応じた徴収支援を継続してまいりたいと考えています。そのほか、近年回収困難な案件が増加しておりますので、庁内でも勉強会の開催を通じまして、収入未済額の縮減に向けたノウハウの共有を図ってまいりたいと考えております。引き続き市町村とも連携いたしまして、収入未済額の縮減に取り組んでまいります。

○坂下賢委員 次に、内部統制について伺います。

令和三年度における予算・決算の関係事務のうち、港湾事務所において、委託契約

及び工事請負契約において、前金払い済みであるにもかかわらず契約額全体を繰越しとして事務処理を行い予算不足となったため、他の工事請負契約の一部について年度訂正を行い不足予算の確保を行っていた件、及び県立高校において歳入歳出予算に計上せず他団体から助成金を受領して研修会の費用などに充てていた件、更に印刷物の誤発注による再発注により追加支出が発生するなど、こうした不適切な取扱いがなぜ起きてしまったのか、常態化されていなかったのか、御説明願います。

○富田政則会計管理者兼出納局長 令和三年度の財務事務に関する内部統制の不備は四百八十三件発生しております。前年度に比べ六十四件減少しておりますが、職員の認識不足や進行管理の不徹底など、初歩的なミスが依然として多い状況でございます。委員からお話のありました不適切事例につきましても、職員間の連携不足やチェック不足などに起因するものと考えられ、内部統制が有効に機能していれば十分防げていたものと認識しております。これまでの経緯も踏まえ、順次再発防止策を講じているところでございますが、ミスを繰り返すことのないよう引き続き内部統制の浸透に取り組んでまいります。

○坂下賢委員 職員の所得税に関わる歳入歳出外現金に長期にわたって二十万円に及ぶ不足が生じていた事例は、重大な不備と指摘されており、その他委託料における二重払いや支払い遅延及び延滞金の発生、財産管理について適正な報告がされていないといった、契約関係においても設計積算に誤りがあった、予定価格を超えた額で契約していた、社会保険料関係事務において退職した非常勤職員の保険料を支出し続けていたなどをはじめ、随所に改善を要する事案が発生しております。今定例会中の建設企業委員会においても令和三年度中の新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を交付すべきところ、認識不足で県費を投入せざるを得なくなった件が報告されたところであります。本県において内部統制は平成二十七年三月に取組が始まり、令和二年四月から正式運用を開始したところであります。令和三年度内部統制評価報告書について審査した結果、一部を除き評価手続及び評価結果はおおむね妥当とする意見が監査委員から述べられており、内部統制の定着と組織体制の強化について課題が述べられております。業務フロー図、チェックシート、進行管理表の三点セットの整備、発生したミスやリスクの引継ぎなど、内部統制推進のための具体的な取組が進みつつあると一定評価をしております。一方で、

定期監査においてはさきに述べた事案を含め、依然として知識不足、連携不足、進行管理不足による事務処理の誤りが後を絶たない、高等学校等就学支援金の受給資格の誤認定、ふるさと納税に伴うワンストップ特例を行うためのデータの誤りなど、県民などに直接影響するミスも発生しており、内部統制システムが組織全体に溶け込むことが必要との指摘をしているところであります。県として、この指摘を踏まえ、今後どう内部統制システムを更に県庁内に根づかせ、体制強化を図っていくか、併せて昨年の令和二年度決算審査において指摘された内部統制システムの県庁各部局への浸透について、令和三年度にどの程度反映されたのか、知事の所感を伺います。

○村井嘉浩知事 令和二年度決算審査における意見を踏まえまして、内部統制システムの浸透に向け、令和三年度は内部統制上の優良事例の横展開やリスクの見える化など、ミスの未然防止・再発防止のための取組を行ったところでございます。しかしながら、依然として事務処理のミスが後を絶たないことから、内部統制システムが組織に根づきより有効に機能するよう、引き続き階層別の職員研修や不適切な事務処理リスクに関する所属を越えた意見交換などを通じて、職員一人一人の主體的な取組を促すように努めてまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 このうち、土木部で国の補助金が不交付となり県費を使った件、建設企業委員会では、土木部内で経費を削って費用を捻出するといった説明があったと聞きますが、これは財政当局にお伺いしたいんですけれども、そうした指示を土木部にされたのかどうか、総務部長、いかがですか。

○志賀真幸総務部長 特にそういう指示をしたという認識はございません。

○坂下賢委員 ということは土木部内でそういった措置をしたということかもしれません。通常の事務事業に支障が生じなかったのかと、委員会でも質疑があったと聞いておりますが、土木部長、改めて伺います。

○千葉衛土木部長 まずもって、今回の事案につきましてはあつてはならないということとで、また県民の皆様深くおわびを申し上げます。穴が空いた部分につきましては、もちろん土木部の事業に支障がない範囲の中で、様々な経費を節減しながら確保してやっっていくということで、財政当局にも御説明をしているところでございます。引き続き我々としても再発防止策を講じながら、しっかり財源確保に向けて身を削りながら、部

としての事業には支障が出ない範囲の中で努力してまいりたいという考えでございます。

○坂下賢委員　そうは言っても、通常かかる経費を節減するということですから、これは最終的に県民の不利益ということにならないのかどうか、土木部長、いかがですか。

○千葉衛土木部長　主な節減の中身でございますが、例えば会議とか何かに出席の部分は出張をしたりするんですが、それはオンライン形式に変えることによって経費を節減するものですか、あとはその会議資料を可能な限りペーパーレス化しながら、経常削減するといった、地道な対応をしながらやっていくことでございます。単年度ではなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、そこはしっかりと県民に対する事業に支障が出ないように対応してまいりたいと考えてございます。

○坂下賢委員　総務部長、例えば予備費とかそういうもので対応するというような検討とかそういうことはできなかったんですか、いかがですか。

○志賀真幸総務部長　今、土木部長からお話ありましたけれども、通常のいろいろな事務を工夫していく中で、対応できると考えておりますので、まずはよく相談しながら対応してまいりたいと思っております。

○坂下賢委員　いずれにしても、この内部統制システムをしっかりと根づかせていただいて、人間ですからやはりどうしてもミスするということもございます。そのときに、きっちりと対応できるような、そういうシステムをつくっていくべきだと私は思います。これは申し上げておきます。

続いて、企業局で所管する地域整備事業について伺います。

仙台港周辺は、大型アウトレットモールや電気店、家具屋、スポーツ用品店など大型商業施設が集積し、水族館などもあり集客能力の高い地域となっております。現在、この地域の更なるにぎわい創出を目指し、県や仙台市、民間企業などで組織する仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアムは平成二十九年に設立され、これまでに様々な事業を展開しております。令和三年度では、パンフレットの作成・発行、みなとオアシス仙台港ウォークなど各イベントの開催、モビリティ導入の検討を行い、電動キックボード導入に向けた実証実験を行っております。これまでの取組の成果と今後の更なる展開について伺います。

○佐藤達也公営企業管理者　仙台港周辺地域は、東日本大震災による被害から早期に復

旧を遂げた三井アウトレットパーク仙台港や麒麟ビール仙台工場のほか、仙台うみの杜水族館など魅力的な施設が立地し、新型コロナウイルス感染症の拡大前には、年間四百五十万人以上の来訪者がある県内屈指の集客エリアとなっております。平成二十九年四月に設立した官民十九団体で構成する仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアムでは、これまで地域内のにぎわい創出を図るイベント等を実施しており、平成三十年には仙台塩釜港仙台港区がみなとオアシスに登録されるなど、より認知度の向上が図られたところであります。また、昨年は、本コンソーシアムが企画した県内初となる電動キックボードシェアリングサービスの実証実験に取り組み、地域内の回遊性や利便性を高めるなど、着実に成果を上げております。今後も官民連携の下、県内沿岸部等の観光地域と連携を図りながら、昨年開港五十周年を迎えた仙台港における周辺地域の更なるにぎわいを創出し、魅力的な地域づくりを加速してまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 次に、仙台港ビジネスサポートセンター、いわゆるアクセルについて伺います。

令和三年度末の入居状況は、二十九区画中二十四区画の入居で、入居率は八二・八％となっております。収益は、賃料・駐車場その他合わせて約一億二千万円で、地域整備事業全体では土地の賃料及び売却益などで約二億七千六百万円の純利益が発生しておりますが、アクセルについては更なる入居率のアップが望まれております。オフィス貸出しについては、宮城県宅地建物取引業協会との協定に基づく物件紹介、会議室利用促進については、仙台港周辺事業者に案内を送付するなどしているようですが、更なる入居率のアップ、収益向上に向けた取組についてお聞かせください。

○佐藤達也公営企業管理者 アクセルの賃貸オフィスにつきましては、先ほど委員からお話もございましたとおり、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会との協定に基づく物件紹介など、入居促進に努めたことにより、近年の入居率は八割以上で推移しております。収益向上のためには、空き室解消が重要であることから、オフィス以外の用途での貸付けに向けた検討も進めてきた結果、今年九月にはコワーキングスペース事業を行う事業者の入居が決定したことにより、アクセルの入居率は一〇〇％となりました。これにより、収益の向上が見込まれるほか、起業家やフリーランスのほか、働く女性や子育て世代のワークスタイル、新型コロナウイルス感染症対策によるリモートワークへの

対応にも期待できるものと考えております。なお、今後退去する入居者が出てくる可能性もあることから、高い入居率を維持できるよう、その都度、物件情報のPR等を行ってまいります。

○坂下賢委員 入居率一〇〇%ということで、本当に大変御苦労さまでございます。また、建物は完成から二十年以上経過しており、長期更新・修繕計画に基づく今後の維持・管理をどう図っていくのか。令和三年度では空調設備の工事を行っておりますが、建物自体も度重なる地震等で大分傷んでいると聞いておりますが、お答えください。

○佐藤達也公営企業管理者 アクセルは、平成十一年度に竣工・全館開業し、これまで仙台港の国際貿易における港湾業務機能の支援とにぎわいの創出による交流機能の集積を図ってまいりました。しかしながら、施設の老朽化が進んできたことから令和元年度に長期更新・修繕計画を策定し、計画的に施設等の更新・修繕を行っているところであります。また、昨年二月、今年三月の地震により、天井ボードの落下や壁の亀裂等の被害を受けており、突発的な災害等においても、入居者の業務に支障が生じないよう、迅速に応急工事や修繕も行っております。今後も、当該計画に基づき、施設等の計画的な更新・修繕を行うとともに、災害等の緊急修繕にも対応しながら、適正な維持管理に努めてまいります。

○坂下賢委員 次に、移住・定住対策について伺います。

令和三年度では、前年に引き続き市町村や民間企業とも連携し、首都圏からの移住推進を通して、本県全体の地域力の充実強化と地域の活性化を図ることを目的とし、相談窓口の設置や我が県への移住に関心を高めるための情報発信やイベントの開催などを展開しております。東京に設置している移住相談窓口、みやぎ移住サポートセンターの運営については、三名の相談員がきめ細やかに相談対応し、県内企業の求人開拓を行いながら、主に学生を対象にUIJターンを支援するみやぎUIJターン支援オフィスと連携し、就業への支援を強化し事業展開しております。これまで、みやぎ移住サポートセンターやみやぎUIJターン支援オフィスを通じて、平成三十三年度百三十三組百三十四人、令和元年度九十七組百十七人、令和二年度九十四組百九人、令和三年度で百九組百三十六人と、堅調な実績を積み上げております。これまでの取組の成果を検証し、更に推進していくためにも、移住者の我が県への定着率の把握、住んでみてどのような感想を持

ったか、改善点などあればどんなことかなど、市町村と連携しアンケート調査や更なるサポート体制の構築など必要と思いますが、いかがでしょうか。

○千葉章企画部長 移住・定住を今後更に推進していくためには、実際に移住された方々のその後の状況の把握や地域になじむための支援など、移住後の生活を丁寧に対応していくことが重要であると認識しております。このため県では、市町村振興総合補助金において、移住された方々の定着を目的に市町村が開催する交流会等に要する費用について、今年度から新たに補助対象として追加したほか、優良な取組について他市町村への横展開を図るため、みやぎ移住・定住推進県民会議等の機会を通じて、広く紹介するなどしております。県としては、現時点でアンケート調査を行うことは考えておりませんが、市町村や関係団体を通じて移住された方々の御意見を把握するなどして、更なるサポートの在り方について検討してまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 移住者に対する支援金支給については、東京二十三区に五年以上在住または通勤、対象求人への就業など一定条件を満たせば世帯に百万円、単身移住の場合は六十万円支給で、令和三年度については四十八組に対して支援金を支給しております。令和四年度からは、世帯百万円に加えて十八歳未満世帯一人につき三十万円が加算されるなど支給金額に上乗せされ、令和三年度に続き、更に移住者が増加することが期待されますが、県内移住者の促進とU I Jターンによるスタートアップ資金の補助推進について、移住支援金対象企業など就業先や補助対象事業など、更なる要件の緩和を国に対して強力に求めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○千葉章企画部長 移住支援金につきましては、令和元年度、令和二年度の支給実績は低調に推移してりましたが、昨年度は支給要件が大きく緩和されたことに加え、みやぎ移住サポートセンターでの広報やオンライン移住イベントの活用等、あらゆる機会を通じて広報に努めたこともあり、これまでを大きく上回る支給実績となったところでございます。また、今年度も九月末時点において、既に四十八件の支給実績となるなど、前年度の実績を大きく上回るペースで推移しております。今後も、交付実績の推移や効果等を踏まえ、市町村の意向も確認しながら、国に対して緩和を求めてまいりたいと考えております。

10
○坂下賢委員 U I Jターンによる県内でのサテライトオフィス設置については、賃料

の補助を七件実施し、七人の県内勤務につながっておりますが、令和三年度当初予算と比較して、令和四年度当初予算は二千八百万円ほどの減となっております。また、サテライトオフィス整備推進事業は、令和三年度で終了となっております。いずれも令和三年度の実績や今後の見込みを踏まえてのものと事前に説明をいただきましたが、令和四年度からは対象業種の制限の撤廃や県内に支社、事業所、工場などある場合も対象とするなど、大幅に要件緩和されております。活用しやすくなった部分もあり、今後サテライトオフィス設置についてどう推進を図っていくのか、方向性についてお答えください。

○千葉章企画部長 令和三年度は、サテライトオフィス用施設の整備費等の補助を行うサテライトオフィス整備推進事業や、企業がサテライトオフィスとして仕事場等を借りる際の賃料を補助するサテライトオフィス設置推進事業などを展開し、それぞれ活用していただいております。このうち、施設の整備費等を補助するサテライトオフィス整備推進事業については、施設の飽和感を指摘する声があり、また、補助金活用事業者の新たな見込みもなかったことから、令和三年度で終了としたところでございます。一方で、賃料等を補助するサテライトオフィス設置推進事業については、補助対象業種の制限を撤廃したほか、県内に支社、営業所、工場等を有する場合も対象とするなど、更なる活用がなされるよう改善を図ったところでございます。県としては、今後、更なる活用を図るため、県ホームページや整備済みの施設を通じたPRに加え、新たに今年十一月に東京で行われるサテライトオフィスマッチングセミナーへの出展などにより、制度のより広い周知と活用を努めてまいりたいと考えております。

○坂下賢委員 次に、東日本大震災みやぎ子ども育英基金について伺います。

震災その他の要因で遺児等となった児童等への就学支援、養育支援、心のケア等に活用するため寄附金を原資に運用しており、これまでの寄附金総額は令和四年三月末時点で約百二十五億円となっており、令和二十年度末までの事業となっております。令和三年度も約二億五千万円の寄附が寄せられており、大変ありがたいことだと思いが、令和三年度では約八億五千五百万円の運用実績がありました。このうち、支援金・奨学金事業として、東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金の給付実績は、月額金四百六十四人、卒業時一時金百人、合わせて約三億六千万円、遺児等サポート奨学金支援金給付実績は月額金七百五十七人、卒業時一時金二百十九人、合わせて約一億二千

四百万円の実績が上がっております。これまで給付を受けた子供たちや保護者の方たちからもメッセージが寄せられており、知事も読んだことがあると思いますが、その一文を紹介させていただきます。

「東日本大震災で母が亡くなり、八年九か月がたちます。いろいろと助けていただきありがとうございます。自分も小学四年生になりました。母がいなくいろいろ嫌なこと、大変なこと、泣きたくなることもあります。一日一日を大切に生きていこうと思います。自分が生きていること、毎日御飯が食べられることが幸せだと思います、これから人生を歩んでいきたいと思えます。これからも、温かく見守ってください。どうぞよろしくお願います。」

これは、小学校四年生のおそらく女の子が寄せてくれたものと思いますが、本当にたくましくいい子に育ってくれているんだなど、本当にいいみやぎっこになってくれたんだなと思えます。そしてまた、この基金があつて本当によかったなとも思えます。令和元年度から東日本大震災以外の要因で保護者を亡くした児童生徒にも遺児等サポート奨学金を給付することとなりましたが、対象が小学生と中学生のみで、給付額も小学生で月額三万円が一万円、中学生で四万円が一万円と、その差は歴然であります。震災が要因であつてもそれ以外の要因であつても、親を亡くした子供に何の違いがあるのでしょうか。知事、そして教育長、就学区分や給付額を同じにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○伊東昭代教育委員会教育長 遺児等サポート奨学金につきましては、従前の交通事故または海難事故により遺児・孤児となった小・中学生の養育者に対し、月額三千元を給付していただきました交通遺児等教育手当を拡充する形で、令和元年度から給付を開始したものでございます。給付対象といたしましては、それまでの交通遺児等教育手当と同様、小・中学校に在学する児童生徒とし、保護者の死亡要因は交通事故・海難事故に限らず病気によるものなど、震災以外の全てが対象となるように拡大いたしました。また、給付額もそれまでの月額三千元から引き上げて、月額金として月一万円、そして小・中学校卒業時に一時金としてそれぞれ十五万円または二十万円を給付することとし、その財源といたしましては、東日本大震災みやぎこども育英基金を活用しております。この基金は、震災により保護者を亡くした子供たちの修学を支援するために寄せられた募

金を積み立てているものでございます。震災遺児・孤児への支援という寄附者の御意思を尊重いたしまして、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金のほか、震災の影響を受けた児童等の養育支援や心のケア等に活用させていただいているところでございます。これらの必要額が確保された上での、遺児等サポート奨学金を運用する必要があるということから両奨学金の給付対象・給付額を同じにすることは難しいと考えております。御理解いただければと思います。

○坂下賢委員 「御理解」はできませんけれど、今後の課題としてよろしくお願いしたいと思います。

次に、高等学校等育英奨学金貸付基金について伺います。

被災型については、令和三年度より国の交付金対象が、原子力災害により修学困難となった生徒のみに対して貸し付けると大幅な制度改正があり、利用者も三千七百二十三人から二人へと激減しております。復興期間の終了に伴って、といった説明でございしますが、これだけの利用者がいた中で、なぜこのように貸付対象者の要件が変わってしまったのか、お聞かせください。

○伊東昭代教育委員会教育長 被災生徒奨学金貸付けにつきましては、国が定められた、被災児童生徒就学支援等事業実施要領に基づきまして、国庫十分の十の単年度交付金により実施しているものでありまして、令和三年度からは復興・創生期間の終了に合わせまして、対象者が原子力災害被災地域において被災した者に限定されました。国の復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針では、十年間の復興・創生期間に実施されました復興施策の成果として、被災に起因した経済的理由から就学困難となった子供への就学支援等によって、教育環境を確保したとする一方で、原子力災害被災地域における学校の再開支援や再開した学校等における魅力ある教育環境づくりに向けた継続的な支援が必要であるということなどが挙げられております。こうした考えの下で、被災生徒奨学金貸付けの貸付要件が大幅に、国において変更されたものと受け止めております。

○坂下賢委員 あと三問残してますけど時間ですので、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。